

提供日 2021/10/13
 タイトル 新型コロナウイルス感染症への今後の対応
 担当 危機管理部 危機政策課
 連絡先 危機報道官
 TEL 054-221-2316



(考え方)

- 緊急事態宣言の解除後、感染拡大のリバウンドの抑制と社会経済活動の緩やかな再開に向けて、「そろりスタート」を実施したが、今後は、感染防止対策を図りつつ、徐々に「ゆるり」と社会経済活動の正常化を進める。
- 万が一、クラスターの発生など感染再拡大の兆しがあった場合は、速やかに行動制限を要請する。

(県民・事業者への主な要請等)

○期間：令和3年10月15日（金）～

○内容

		現行（10月1日～14日）	今後の方針（15日～）
県民への要請	外出自粛	・混雑している場所や時間を避けて、少人数で行動	・混雑している場所や時間を避けて、少人数で行動
	県境を跨ぐ移動	・感染が拡大している地域への不要不急の移動は自粛を要請	・訪問先の都道府県の感染状況を確認し、慎重に判断した上で行動
	「密」の回避	・「3密」だけでなく、たとえ「1密」であっても避ける ・混雑する時間、場所の回避	・「3密」だけでなく、たとえ「1密」であっても避ける ・混雑する時間、場所の回避
	飲食店の利用	・「ふじのくに安全・安心（飲食店）認証」を受けた店舗等の利用 ・少人数・短時間で、なるべく普段一緒にいる人との利用	・「ふじのくに安全・安心（飲食店）認証」を受けた店舗等の利用 ・少人数・短時間で、なるべく普段一緒にいる人との利用
事業者等への要請	飲食店事業者への要請	・今後飲食店クラスターが発生した場合、その市町での営業時間の短縮要請 ・飲食店のカラオケ設備の利用自粛要請	・今後飲食店クラスターが発生した場合、その市町での営業時間の短縮要請 ・カラオケ設備を利用する際の感染対策の徹底
		・換気・消毒等の基本的な感染防止対策の徹底	・換気・消毒等の基本的な感染防止対策の徹底
	飲食店以外	・カラオケボックス等での感染対策の徹底	・カラオケボックス等での感染対策の徹底
・デパ地下や大規模集客施設等への入場者の整理要請		・業種別ガイドラインの遵守	
イベント開催	・上限 5,000 人又は収容率 50%（1万人上限）の大きい方 [法第 24 条第 9 項]	・上限 5,000 人又は収容率 50%（1万人上限）の大きい方 [法第 24 条第 9 項]	

	出勤抑制	在宅勤務の活用や休暇取得の促進で出勤者の7割削減を目指す	・在宅勤務、時差出勤等人との接触を低減する取組を実施
	学校教育活動	感染防止と学習機会の確保の両立が図られるよう適切な対応を要請	感染防止と学習機会の確保の両立が図られるよう適切な対応を要請
県の取組	医療体制の強化	近隣の自宅療養者への酸素投与療法、抗体カクテル療法などができる体制を構築	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅療養者が医療や生活支援を適切に受けられる体制を構築 ・抗体医薬、内服抗ウイルス薬の適応者が、適切に投薬を受けられる体制を構築 ・ワクチン接種率の向上
	Go To Eat キャンペーン	一定期間、感染状況の落ち着きが見られた段階で、発行済み食事券の利用自粛要請の解除を判断	<ul style="list-style-type: none"> ・10月9日から発行済み食事券の利用自粛要請を解除済み ・10月15日から食事券の追加販売開始
	地域観光支援事業	一定期間、感染状況の落ち着きが見られた段階で、事業の再開を判断	<ul style="list-style-type: none"> ・10月18日から事業を再開 ・旅行中の感染対策の徹底